（信用金庫法施行規則の一部改正）

第二条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定款の変更等の認可を要しない場合） **第十七条**　法第三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　［略］ 二　次に掲げる事項に係る定款の変更をする場合 ［イ～ニ　略］ ホ　従たる事務所の設置、位置の変更（主たる事務所の位置の変更を含む。）、種類の変更（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもつて業務が行われているもの（以下「出張所」という。）から出張所以外の従たる事務所へ及び出張所以外の従たる事務所から出張所への変更をいう。）、廃止又は名称の変更（所在地が外国の場合を除く。） ［三・四　略］ （外国銀行代理業務に係る届出） **第五十三条の四**　信用金庫連合会は、法第五十四条の二第二項後段の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 ［一～五　略］ 六　当該信用金庫連合会と所属外国銀行との間の当該届出に係る外国銀行代理業務（法第五十四条の二第一項第二号に掲げる業務に限る。次条、第五十三条の六及び第百条第一項第十号の二を除き、以下同じ。）の委託契約の内容を記載した書面 七　［略］	（定款の変更等の認可を要しない場合） **第十七条**　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ ［イ～ニ　同上］ ホ　従たる事務所の設置、位置の変更（主たる事務所の位置の変更を含む。）、種類の変更（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもつて業務が行われているもの（以下この号並びに第百条第一項第五号及び第八号の二において「出張所」という。）から出張所以外の従たる事務所へ及び出張所以外の従たる事務所から出張所への変更をいう。）、廃止又は名称の変更（所在地が外国の場合を除く。） ［三・四　同上］ （外国銀行代理業務に係る届出） **第五十三条の四**　［同上］ ［一～五　同上］ 六　当該信用金庫連合会と所属外国銀行との間の当該届出に係る外国銀行代理業務（法第五十四条の二第一項第二号に掲げる業務に限る。次条、第五十三条の六及び第百条第一項第十号の三を除き、以下同じ。）の委託契約の内容を記載した書面 七　［同上］

（外国特定金融関連業務会社の業務）

第六十六条の四　法第五十四条の二十三第六項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第六十四条第三項第二号、第七号から第九号まで及び第十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務とする。

（届出事項）

第百条　法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

四　第十七条第一号に規定する定款及び業務の種類若しくは方法の変更、同条第二号イからニまでに掲げる事項に係る定款の変更又は同条第四号に規定する定款若しくは業務の種類若しくは方法の変更をした場合

五　第十七条第二号ホに掲げる事項に係る定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

［イ～ニ　略］

ホ　従たる事務所（イに規定する従たる事務所及びニに規定する出張所を除き、銀行法第十五条第一項に規定する休日以外の日の第百二十九条第一項に規定する業務取扱時間の全部においてその業務を行うものに限る。）の設置をする場合

ヘ　出張所の種類の変更をする場合

ト　［略］

六　第十七条第二号ホに掲げる事項に係る定款の変更をした場合（前号イからトまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）

［七～八の二　略］

八の三　第五号イに規定する従たる事務所（出張所を除く。以下この号において同じ。）を当該従たる事務所以外の従たる事務所（第五号ホに規定する従たる事務所を除く。）としようとする場合

（外国特定金融関連業務会社の業務）

第六十六条の四　法第五十四条の二十三第六項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第六十四条第三項第二号、第七号、第八号及び第十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務とする。

（届出事項）

第百条　［同上］

［一～三　同上］

四　第十七条第一号に規定する定款及び業務の種類若しくは方法の変更、同条第二号イからニまでに規定する定款の変更又は同条第四号に規定する定款若しくは業務の種類若しくは方法の変更をした場合

五　第十七条第二号ホに規定する定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

［イ～ニ　同上］

［号の細分を加える。］

ホ　［同上］

六　第十七条第二号ホに規定する定款の変更をした場合（前号イからホまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）

［七～八の二　同上］

八の三　第五号イに規定する従たる事務所を当該従たる事務所以外の従たる事務所としようとする場合